

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人村田左文の上告趣意第一は、判例違反をいうが、所論引用の判例はすべて本件と事案を異にし適切でなく、同第二は、事実誤認の主張であり、同第三は、單なる訴訟法違反の主張であつて、いずれも適法な上告理由に当らない。（被告人が A から同人所有の a b 番の c の山林を買受けるにあたり、その附近の B 所有の a d 番の山林及び C 所有の e f 番の山林が登記簿上 A 名義となつているのを奇貨とし、右二筆の山林を自己所有名義にして他に売却する目的の下に、A の代理人たる長男 D に対し、その意思がないのに、「自分の方で右 b 番の c の登記をする機会に、d 番の山林、f 番の山林もそれぞれ B、C の方に所有権移転登記をしてやる。」と虚構の事実を申し向けてその旨同人を誤信させ、因つて同人をして、A から被告人の長男 E 宛の右 b 番の c の山林の売渡書に、前記 d 番、f 番の二筆の山林をも記入させ、これをを利用して右二筆の山林の登記簿原本に E のため所有権取得の登記の記載をさせる等原判示の事情のもとにおいて、被告人に詐欺罪の成立を認めた原判断は正当である。）

また、記録を調べても刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四一年七月一九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	一
裁判官	草	鹿	浅	之 介
裁判官	城	戸	芳	彦

裁判官 石 田 和 外
裁判官 色 川 幸 太 郎